

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法等に基づく、進達事務・手帳情報の照会業務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 申請書や届け出書の確認 2. 大分県への進達事務 3. 手帳情報確認 4. 手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	(1)身体障害者福祉システムG-Trust II (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)身体障害者福祉システムG-Trust III
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条別表第20項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3126
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業の際は必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	身体障害者福祉システム 中間サーバー・ソフトウェア	(1)身体障害者福祉システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 11の項	第9条第1項及び別表第一 11の項	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	なし	3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	事後	
平成29年7月7日	I 3. 法令上の根拠	1. (中略) 2. (中略) 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	1. (中略) 2. (中略)	事後	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田 秀正	福祉対策課長 阿部 孝	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	福祉対策課長 阿部 孝	福祉対策課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)身体障害者福祉システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	(1)身体障害者福祉システムG-Trust II (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 11の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 11の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年10月24日	I 5. ①部署	福祉対策課	介護福祉課	事後	
令和4年10月24日	I 5. ②所属長の役職名	福祉対策課長	介護福祉課長	事後	
令和4年10月24日	I 8. 連絡先	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3126	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL :0977-73-3126	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和8年2月20日	システムの名称	(1)身体障害者福祉システムG-Trust II (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ	(1)身体障害者福祉システムG-Trust II (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)身体障害者福祉システムG-Trust III	事後	
令和8年2月20日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		人手を介在させる作業の際は必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		連携サーバへのアクセス可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、定期的パスワードの更新及びアクセス権限の見直しを行っている。これらの対策を	事後	新様式への変更に伴う追加項目